

## V 違反等に対する措置について

### 1 許可等の取り消し

条例による許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その許可が取り消されることがあります。

- ①許可（新規、更新、変更）の際に付された条件に違反したとき
- ②許可を受けて表示又は設置している広告物等を、変更許可を受けずに変更又は改造したとき（規則で定める軽微な変更又は改造を除く）
- ③違反広告物に対する市長の措置命令に従わないとき
- ④虚偽の申請その他不正な手段により許可等を受けたとき

### 2 違反に対する措置命令

条例の規定や条例に基づく許可に付した条件に違反した広告物等の表示者、設置者、又は管理者に対しては、当該広告物の表示等の停止、又は5日以上を定め除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置が命じられます。

#### ○簡易除却制度について

はり紙、はり札、広告旗、立看板等で禁止地域に設置されているものや、許可を受けずに掲出されているものは屋外広告物法第7条第4項に規定されている簡易除却の対象となります。

### 3 報告及び立入検査

広告物等の表示者、設置者又は管理者は、当該広告物等について市から資料の提出を求められ、又は当該広告物等のある場所に立ち入り、広告物等の検査を受けることがあります。

### 4 罰則、両罰規定

#### (1) 罰則

条例には罰則が規定されており、以下の場合に適用されます

- ① 50万円以下の罰金
  - ・違反広告物に対する市長の措置命令に従わないとき
- ② 30万円以下の罰金
  - ・条例に定める禁止地域に広告物の表示等をしたとき
  - ・条例に定める禁止物件に広告物の表示等をしたとき
  - ・許可を受けずに広告物の表示等をしたとき
  - ・虚偽の報告をしたあるいは立入検査の拒否・妨害・忌避したとき

#### (2) 両罰規定

(1)の罰則は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときには、違反行為をした者のほか、法人及び人にも適用されます。